

## 水産物保管緊急支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 米国向けに輸出されている水産物については、米国相互関税に基づく米国での販売価格の上昇や景気の後退により、需要の縮小が懸念されていること及び電気料金の高騰により保管料の値上げが行われていることから、保管料を支援することにより、今後も重要な輸出先国である米国への本県水産物の安定供給及び販路の維持・拡大を図るとともに、輸出に取り組む水産加工業者等の経営に係る負担を軽減するため、水産加工業者及び漁業協同組合その他知事が適當と認めた者に対し、予算の範囲内において水産物保管緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費は次のとおりとし、補助率は補助対象経費の1／2以内とする。

本県内において加工等が行われた水産加工品かつ米国への輸出向けのもので入庫日から1ヶ月を経過したものに係る保管料

### (補助金交付申請書に添付すべき書類等)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

4 補助金の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

### (補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

この補助金に係る事業の実施については、当該事業に係る実施要領に定めるところによらなければならない。

2 知事は前項に定めるもののほか、補助金の交付決定をする場合において、当該事業の目的及び内容に応じて必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 当該事業を行うため締結する契約に関する事項その他当該事業に要する経費の使用方法に関する事項

(2) 前号に掲げる事項のほか、補助金等の交付の目的を達成するために必要と認める事項

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 対象経費の30%を超える増減

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書（別記第2号様式の2）

(2) 変更収支予算書（別記第3号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、当該年度の3月31日とする。

(補助金等の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金等交付確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第10号様式のとおりとする。

- 2 この補助金等は、概算払により交付することができる。
- 3 規則第16条第3項に規定する概算払申請書は、別記第11号様式のとおりとし、同項の関係書類は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 算出根拠書類
  - (2) その他知事が必要と認める書類

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年度の予算に係る補助金から施行する。

第1号様式（第3条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度水産物保管緊急支援事業補助金交付申請書

年度において水産物保管緊急支援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付  
くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び水産物保管緊急支援事業補助金交  
付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第3条、第8条関係）

事業 実	計 画	績	書
---------	--------	---	---

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

事業 実施 場所	事業 主体	事業量	事業費	事業完了 (予定) 年月日	補助金等交付 (決定・内示) 年月日	備考
			円			

(5) 経費の配分

総事業費			負担区分				備考	
補助 対象 事業費 (A+B)	補助 対象外 事業費	計	県費補助金		自己資金			
			金額 (A)	割合	金額 (B)	割合		
円 ( )	円	円	円		円			

※ ( ) は補助対象外経費（消費税）を含む事業費

第2号様式の2（第6条関係）

事業変更計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

事業実施場所	事業主体	事業量	事業費	事業完了(予定) 年月日	補助金等交付 (決定・内示) 年月日	備考
			円			

(5) 経費の配分

総事業費			負担区分				備考	
補助対象事業費(A+B)	補助対象外事業費	計	県費補助金		自己資金			
			金額(A)	割合	金額(B)	割合		
円()	円	円	円		円			

※ ( ) は補助対象外経費（消費税）を含む事業費

第3号様式（第3条、第6条、第8条関係）

（変更）収支予算（精算）書

収入の部

区分	予算額 (変更予算額) (精算額)	前年度予算額 (当初予算額) (最終予算額)	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

支出の部

区分	予算額 (変更予算額) (精算額)	前年度予算額 (当初予算額) (最終予算額)	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

第4号様式（第5条関係）

番 号  
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度水産物保管緊急支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度水産物保管緊急  
支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のと  
おり交付することに決定しました。

記

1 補助金額等

事業主体	事 業 費	補 助 金 額	備 考
	円	円	

( ) は補助対象外経費を含む

事業費

2 交付の条件

第5号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度水産物保管緊急支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金等交付決定のあった 年度水  
産物保管緊急支援事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7  
条及び水産物保管緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて  
申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円（前回までの申請額 金 円）  
2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

第6号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度水産物保管緊急支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度水産物保管緊急  
支援事業の内容等の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承  
認します。

第7号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度水産物保管緊急支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度水産物保管緊急  
支援事業補助金の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認  
し、下記のとおり変更交付決定します。

記

1 補助金額等

事業主体	事 業 費		補 助 金 額		備 考
	変 更 前	円	変 更 前	円	
	変 更 後		変 更 後		

( ) は補助対象外経費を含む

事業費

2 交付の条件

第8号様式（第8条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者等 住 所  
氏 名

年度水産物保管緊急支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき水産物保管緊急支援事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び水産物保管緊急支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書

第9号様式（第9条関係）

番 号  
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度水産物保管緊急支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度水産物保管  
緊急支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により、下  
記のとおり確定しました。

記

交付確定額等

事業主体	事 業 費	交付確定額	備 考
	円	円	

第10号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者等 住 所  
氏 名

年度水産物保管緊急支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知に基づく 年度  
水産物保管緊急支援事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16  
条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今 回 請 求 額	
未 請 求 額	

口座番号

（金融機関名）

本・支店

当座・普通

号

フリガナ

口座名義人

第11号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度水産物保管緊急支援事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった水産物保管緊急支援事業補助金を鹿児島県補助金等交付規則第16条及び水産物保管緊急支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業主体

2 事業内容

3 申請額 金 円

事業費	補助金等	概算払 受領済額	今回申請額	残額

5 概算払を必要とする理由

6 関係書類

- (1) 契約書の写し
- (2) 算出根拠書